

鳥取県公報

平成23年10月11日(火) 第8336号

毎週火·金曜日発行

			目
\Diamond	告	示	松くい虫の特別伐倒駆除の命令 (575) (東部総合事務所農林局)・・・・・・・・2
			指定居宅サービス事業所の廃止(576)(中部総合事務所福祉保健局)・・・・・・・・2
			指定介護予防サービス事業所の廃止 (577) (〃)・・・・・・・・・・・・・・・3
			障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定
			(578) (西部総合事務所福祉保健局)・・・・・・・・・・・・・・・・3
			開発行為に関する工事の完了(579)(西部総合事務所生活環境局)・・・・・・・・4
\Diamond	公	告	土地収用法による収用の裁決手続の開始(技術企画課)・・・・・・・・・・・4
			土地収用法による審理の開始 (〃)・・・・・・・・・・・・・・・・5

示

鳥取県告示第575号

森林病害虫等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第2項の規定に基づき、特別伐倒駆除の命令をするので、 同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年10月11日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

- 1 区域及び期間
 - (1) 区域

鳥取市浜坂字東浜1390-147

(2) 期間

平成23年11月1日から平成24年3月31日まで

2 森林病害虫等の種類

森林病害虫等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木が存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して、その破砕又 は焼却(炭化を含む。)を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常に まん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

- 5 その他必要な事項
 - (1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
 - (2) 3の措置として破砕を行う場合は、次によること。
 - ア 枝条は、破砕し、又は焼却すること。
 - イ 破砕後の木片の厚さを6ミリメートル(木材チッパーにより破砕する場合にあっては、15ミリメート ル)以下とすること。
 - (3) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに 提出すること。

鳥取県告示第576号

介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律(平成20年法律第42号。以下「改正法」という。) 附則第6 条の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第1条の規定による改正前の介護保険法(平成9年法律 第123号。以下「旧法」という。) 第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの 事業を廃止した旨の届出があったので、旧法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年10月11日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

 氏名(名称及び代	仕託 (ナたる車	居宅サービス事	居宅サービス事	居宅サービスの	
		業を行っていた	業を行っていた		廃止年月日
表者の氏名) 	務所の所在地)	事業所の名称	事業所の所在地	種類	

琴浦町		東伯郡琴浦町大	琴浦町国民健康	東伯郡琴浦町大	訪問看護、訪問	平成18年3月
町	「長 山下一郎 字徳万591-		保険直営赤碕診	字赤碕1920-74	リハビリテーシ	31日
			療所		ョン、居宅療養	
					管理指導	

鳥取県告示第577号

介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律(平成20年法律第42号。以下「改正法」という。) 附則第6 条の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第1条の規定による改正前の介護保険法(平成9年法律 第123号。以下「旧法」という。) 第115条の5の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護 予防サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、旧法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成23年10月11日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

氏名(名称及び代表 者の氏名)	住所(主たる 事務所の所在 地)	介護予防サ ービス事業 を行ってい た事業所の 名称	介護予防サー ビス事業を行 っていた事業 所の所在地	介護予防サービスの種類	廃止年月日
琴浦町	東伯郡琴浦町	琴浦町国民	東伯郡琴浦町	介護予防訪問看護、介護	平成18年3月
町長 山下一郎	大字徳万591	健康保険直	大字赤碕1920	予防訪問リハビリテーシ	31日
	- 2	営赤碕診療	-74	ョン、介護予防居宅療養	
		所		管理指導	

鳥取県告示第578号

障害者自立支援法 (平成17年法律第123号) 第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定 したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成23年10月11日

男 鳥取県西部総合事務所長 林 昭

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福 祉サービス事業を 行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を 行う事業所の所在地	障害福祉サ ービスの種 類	指定年月日
特定非営利活動法	米子市中島二丁	ぽかぽかサポート	米子市中島二丁目	同行援護	平成23年10月
人地域活動支援セ	目 1 −33		1 - 33		1 日
ンターおおぞら					
社会福祉法人地域	米子市西倉吉町	ヘルパーステーシ	米子市西倉吉町83	,,,	II.
でくらす会	83 — 3	ョンまちくら	- 3	"	"
ケアタクシーあゆ	西伯郡南部町天	ケアタクシーあゆ	西伯郡南部町天万		
み合同会社	万429-7	み合同会社指定訪	429 — 7	"	IJ
		問介護事業所			

社会福祉法人トマ	東伯郡北栄町北	ヘルパーステーシ	米子市東福原六丁	行動援護、	"
トの会	条島366-7	ョントマトよなご	目 2 -22	同行援護	"

鳥取県告示第579号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により告 示する。

平成23年10月11日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

- 1 開発許可の年月日及び番号 平成23年2月4日 鳥取県指令第201000148671号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 境港市新屋町字川尻
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名 境港市新屋町2425-2 小川 博史、小川 純子

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとお り公告する。

平成23年10月11日

鳥取県収用委員会会長 寺 垣 琢 生

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類
 - 一般国道9号改築工事(駟馳山バイパス・鳥取県鳥取市福部町細川字深谷地内から同市福部町海士字高浜地 内まで)及びこれに伴う農業用道路付替工事
- 3 収用の裁決手続の開始を決定した年月日 平成23年9月29日
- 4 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積並びに土地所有者及び土地に関して権利 を有する関係人

		土		地			土地	所有者		こ関して と有する 、
		地	目	全筆の地	也積(m²)	収用の裁決				
	在地番	土地の		土地の	実測	手続の開始		住所等		
所在		登記記	現況	登記記		を決定した	氏名		氏名	住所等
		録上の	50171	録上の		大例	土地の地積			
		もの		もの		(m^2)				

鳥取市福部町	889-	畑	畑	2,635	2, 635. 09	1, 095. 23	山根健一	鳥取市玄	なし	なし
海士字高浜	241							好町111		

土地収用法(昭和26年法律第219号)第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成23年10月11日

鳥取県収用委員会会長 寺 垣 琢 生

1 期日

平成23年10月18日 (火) 午後1時30分

2 場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階 第33会議室

3 件名

一般国道9号改築工事(駟馳山バイパス・鳥取県鳥取市福部町細川字深谷地内から同市福部町海士字高浜地 内まで) 及びこれに伴う農業用道路付替工事